

【論文】

# ライオネル・ロビンスの自由主義と福祉国家 —ロビンスによるハイエク『自由の条件』の書評を 手掛かりにして

## Lionel Robbins on Liberalism and the Welfare State: A Clue from Lionel Robbins's review of F. A. Hayek's *The Constitution of Liberty*

木村 雄一  
KIMURA Yuichi

### 目次

- 1 はじめに
- 2 自由主義をめぐるロビンスとハイエク
  - (1) ハイエクの自由主義—真の個人主義と偽りの個人主義
  - (2) ロビンスによる、ハイエクの二つの自由主義に対する批判
  - (3) ロビンスのベンサム論
- 3 福祉国家をめぐるロビンスとハイエク
  - (1) ハイエクによる福祉国家と自由
  - (2) ロビンスによるハイエクへの応答とロビンスの福祉国家観
- 4 おわりに

### (要旨)

本稿は、ライオネル・ロビンスによる、フリードリッヒ・ハイエクの『自由の条件』の書評を検討することで、ロビンスとハイエクの自由主義をめぐる異同、ひいてはロビンスによる自由主義と福祉国家に関する展望的な思索を明らかにすることである。ロビンスとハイエクは、20世紀を代表する自由主義経済学の泰斗として知られ、ロビンスの経済学はオーストリア学派に分類されているが、両者の自由主義と福祉国家へのスタンスは異なる点が多い。第二節では、ロビンスによるハイエクの自由主義の概念の批判を検討することで、ロビンスとハイエクの自由主義がどのように異なるのかについて、ハイエクの二つの個人主義に対するロビンスの見解について論じる。第三節では、ロビンスによるハイエクの福祉国家論に対する批判を検討することで、ロビンスが、第二次世界大戦後の国家のモデルの一つとなる福祉国家をどのように考えたのかを論じる。最後に、全体の議論をまとめ、ロビンスの自由主義と福祉国家論を考察する。

## 1 はじめに

ライオネル・ロビンズ (Lionel Robbins 1989-1984) とフリードリッヒ・ハイエク (Friedrich Hayek 1899-1992) は、今日のLSE (London School of Economics and Political Science) の経済学の伝統を形成し発展させ、集産主義やファシズムと闘った自由主義経済学者の代表的な経済学者である。オーストリアの首都ウィーン出身のハイエクは、1931年にロビンズの招きによってLSE教授として迎えられてから、『価格と生産』(1931・1935年)を出版し、ジョン・メイナード・ケインズと対峙したものの、ケインズの『雇用・利子および貨幣の一般理論』(1936年)の公刊によって影響力が下がる中、第二次世界大戦中に『隷属への道』(Hayek 1944)を発表、その後、社会哲学に関する研究を進め、1950年にLSEを辞職、シカゴ大学に着任して、1960年に『自由の条件』(Hayek 1960)を刊行した。1974年にノーベル経済学賞がハイエクの初期の景気変動に関する業績に対して与えられたが、晩年のハイエクは、『法と立法と自由』(Hayek 1973, 1976a, 1979)、『致命的な思い上がり』(Hayek 1988)等に見られるように、自由主義の社会哲学者として活躍した (Ebenstein 2001)。他方、ロビンズは、1929年にLSEの若き教授として「ロビンズ・サークル」を形成し、アルフレッド・マーシャルを中心とするイギリス経済学ばかりでなくオーストリア学派、ローザンヌ学派などの大陸経済学を英米圏に流布させ、『経済学の本質と意義』(Robbins 1932, 1935)や『大不況』(Robbins 1935)を公刊、一方、『計画経済と国際秩序』(Robbins 1937)や『階級闘争の経済学的基礎および政治経済学に関する他の諸論文』(Robbins 1939)を発表し、ウィンストン・チャーチルの戦時内閣官房経済部にも参画、戦後の国

際経済秩序の形成にケインズやジェームズ・エドワード・ミード等と共に活躍し、LSEに戻ってからイギリス古典派経済学の研究を行い、『フィナンシャル・タイムズ』の編集長、高等教育改革の委員長、美術館や王立歌劇場の芸術行政責任者など、イギリスの有力な経済学者として活躍した (O'Brien 1988, Howson 2015)。

ロビンズとハイエクは、1950年にハイエクがLSEからシカゴ大学へ移籍することで、両者の緊密な関係が薄れていたが、ハイエクが1960年に『自由の条件』を公刊した頃には、両者の関係が復活し、ロビンズは書評論文として「ハイエクと自由」(Robbins 1961)を寄稿した<sup>1)</sup>。この論考は、単なるハイエクの本を紹介しているわけではなく、ハイエクの自由に関する考え方を批判的に検討することで、ロビンズによる自由主義や福祉国家の考えが暗黙のうちに表れている<sup>2)</sup>。したがって、20世紀において自由主義に対する両者が与えた影響および現代の自由主義に関する重要な議論が、ロビンズの書評に含まれている。

本稿の目的は、以上の問題意識を踏まえて、ロビンズによるハイエク『自由の条件』の書評を手掛かりに、ロビンズの自由主義や福祉国家に関連する著作・論文 (Robbins 1957, 1964, 1968, 1970, 1976, 1981)を検討することで、ロビンズとハイエクの自由をめぐる異同、ひいてはロビンズの自由主義と福祉国家に関する見解を明らかにすることである。ハイエクは、すでに数多くの研究者によって、彼の自由主義はおおよそ明らかである一方<sup>3)</sup>、ロビンズは、「政治経済学」(Robbins 1937, 1976)という実践的スタンスでは、個人の選択の自由を損なわない限りにおいて、暫定的な功利主義の判断によって政府による市場への介入を容認する点は明らかになっている (木村 2004, 2008)<sup>4)</sup>。さらに両者は、選択の自由や個性、西洋の自由主義に

関する理論や思想の多くを共有するものの<sup>5)</sup>、ロビンズとハイエクの自由主義に距離があることが論じられている。こうした自由主義に関するロビンズとハイエクの差異は、内外においてほとんど詳細に論じられていないといつてよいだろう<sup>6)</sup>。

本稿の構成は次の通りである。第二節では、ロビンズによるハイエクの自由主義の概念の批判を検討することで、ロビンズとハイエクの自由主義がどのように異なるのか、さらにハイエクの二つの個人主義に対するロビンズの見解について論じる。第三節では、ロビンズによるハイエクの福祉国家論に対する批判を検討することで、ロビンズとハイエクの福祉国家観がどのように異なるのか、ひいてはロビンズが福祉国家をどのように考えていたかについて論じる。最後に、全体の議論をまとめる。

## 2 自由主義をめぐるロビンズとハイエク

### (1) ハイエクの自由主義—真の個人主義と偽りの個人主義

#### (a) 「自由の概念」について

ハイエクが定義する「自由」は、他者からの恣意的な強制が個人において存在せず、個人が他人の制約から自由であることを言う<sup>7)</sup>。ハイエクの論ずる「自由」は、アイザ・バーリン (Sir Isaiah Berlin) が述べる「積極的自由」と「消極的自由」の二種類<sup>8)</sup>でなく、「他人の恣意的意志からの独立」(Hayek 1960, p.12: I 邦訳 p.22) という一種類だけであるとし、それは、政治的自由 (*Ibid.*, pp.13-15: I 邦訳 pp.24-26)、内面的自由 (*Ibid.*, pp.27-28: I 邦訳 pp.15-16)、自分の望むことを実行できる権力としての自由 (*Ibid.*, pp.16-17: I 邦訳 pp.28-30) を含まない。

ロビンズは、こうしたハイエクによる自由の定義について、過去の偉大な自由主義者と同様に、恣意的な強制や束縛の欠如を論じて

いる点で、バーリンの言う「消極的自由」の系譜に位置付けられるとし、さらに「自由」という一つの題材のもとで、強制のない自由と欠乏からの自由<sup>9)</sup>を、矛盾なく説得的に論じていると評価した (Robbins 1961, pp.92-93)。しかしロビンズは、「伝統的なリベラルという意味での自由を、あらゆる種類の無関係でしばしば矛盾する連想を伴わずに、実現することは、困難である」(*Ibid.*, p.93) と述べ、ハイエクの論じる「自由」の概念に「政治的自由」を含めて、自由を幅広く議論する必要があると論じた<sup>10)</sup>。ロビンズが具体的に取り上げた点は、第一に自由と投票権の議論、第二にルールと自由の議論である。

第一に、自由と投票権の議論である。ハイエクは「ある民主主義は全体主義的権力をふりまわすこともありうるし、ある権威主義的政府が自由の原則にもとづいて行動することも考えられる」(Hayek 1960, p.103: I 邦訳 p.151) と述べた。例えば、第二次世界大戦前に民主主義のドイツから全体主義のナチスが誕生したように、民主主義が全体主義を生む可能性があるため、多数決の原則が万全な政治体制であると考えない。民主主義では「投票資格者の範囲」と「民主主義的手続きによって決定される問題の範囲」の拡張が可能であるが (*Ibid.*, pp.104-105: I 邦訳 p.152)、ハイエクは、投票権に関して投票資格者の範囲を限定することを、次のように便宜的に可能であるとした。「どの民主主義理論に照らしても選挙権に関する可能なかぎりのあらゆる拡張を改良とみなすことは困難であろう。われわれは成人による普通選挙権を説くが、選挙の限界は、實際上、おもに便宜性の考慮によって決定される。21歳の通常の年齢限度、犯罪者、居住外国人、非居住の市民、および特定の地域ないし領土の住民の排除は、適当なものとして認められている。(中略) 法のもとでの平等とはすべての成人が投票権をもつべきことを必然的に要求するとい

うことはほとんどならない」(Ibid., p.105: I 邦訳 p.153)。

このハイエクの主張に対して、ロビンズは、「投票権に依拠する政治的民主主義は容易に全体主義に向かう可能性がある一方で(中略)、独裁制下において多くの個人の自由は存在する」(Robbins 1961, p.93)と同意しつつも、「ハイエクによる投票資格者の範囲の制限について、自由の完全な実現には投票の自由が含まれなければならない」(Ibid., p.94)と述べ、次のように反論する。「私はあえて反対する。人が生きなければならない法律の制定に参加することが許されないこと、必要であれば投票所への入場を力づくで阻止することは、間違いなく自由の剥奪と言わざるを得ない。(中略)成熟した年齢と理解のある無投票の国民は、他の点では自由であるが、この点で差別的な排除を受けているとみなさなければならない。特に女性や有色人種が懸念されている場合、排除を些細な問題として無視することはできない」(Ibid., pp.93-94)。こうしてロビンズは「これが他の自由を破壊する自由を伴うことは否定できず、(ハイエクやミルのいうように)人民政府には非常に重大な危険が伴う」(Ibid., p.94)とし、投票権の自由を論じるのである。

この点に関する両者の齟齬は、ハイエクが、民主主義をあくまでも目的でなく手段と考え、全体主義になりうる可能性を事前に排除する制度を便宜的に設計することを述べる一方、ロビンズは、ハイエクの自由の概念は拡大余地があり、自由社会を考えるためには、政治的権利をその国民の権利のなかに含める必要であるという点から、こうした反論を提起していることである<sup>11)</sup>。

第二に、ルール(規則)<sup>12)</sup>と自由である。ハイエクによれば、強制がないことは、本質的に、すべての人に平等に適用できる既知の規則が存在し、そうしたすべての人に課せられる制限のほとんどが、一部の人に課せられ

たと思われる制限を除けば、割に無害である。例えばハイエクは「宗教的信仰こそ、自由をきびしく規制する一般的ルールを、かつて全般的に実施していたほとんど唯一の根拠であるということも重要である」(Hayek 1960, p.155: II 邦訳 p.34)と指摘しつつも、「スコットランドの安息日のごとく、文字通り全員に課せられる大部分の制限は、なんと比較的無害で退屈さえあることか」(Ibid., p.155: II 邦訳 p.34)と述べた。しかしロビンズは、こうしたハイエクの主張に対してそのまま承認できないと次のように述べる。「私は、差別的な制限は、一般的な制限よりも憎しみに満ちたものである可能性があることを認める準備がある。歴史上最も忌まわしいルールのいくつかは、宗教的なものであったと考えるべきである。20世紀の社会においてさえ、例えば避妊や離婚に関する禁止事項の一部は、一部の国では宗教の名の下に施行されているが、人種差別そのものよりも忌まわしくも卑劣なものは、ほんの一段階少ない。さらにたとえ共産主義が宗教として説明されるべきではないとしても、その禁止事項の多くは一般に当てはまるものである。だから私は、これらを、単に『退屈なもの』、つまり、ハイエクが自分自身のやや風変わりな例—スコットランドの安息日—として用いている形容詞、として説明する必要は、ほとんどなかったのである」(Robbins 1961, p.95)。

ハイエクの場合、ルールは、一般的な行為のルールであり模倣や暗黙的に伝達され進化していく自生的な秩序における概念である一方、ロビンズは、既知のルールについて全ての人に無害であるときみなすべきではないとし、ルールの運用は、選択の自由を奪う場合に、国家等が改善ないし撤廃する必要がある。この意味で、ロビンズは、ルールについて、自然に発生してきたと言うよりもむしろ人々によって合理的に考案されたものであることを示唆している。



(b) 二つの個人主義

ハイエクは、全体主義体制を批判して自由を擁護することを主題とした『隷属への道』(Hayek 1944)において、自由を支えてきた個人主義に対立する考え方として、集産主義(Collectivism)<sup>13)</sup>が広がったことこそ、全体主義体制を可能としたと述べた。要するに集産主義は、各個人の自生的な諸力から構成される非人格的で匿名のシステムとしての市場ではなく、社会に存在する様々な力を意識的に管理・組織する考え方である。他方、ハイエクの個人主義は、各個人の自発的な管理されることのない努力を尊重する個人主義であり、そうした努力の結果として生まれる自生的な秩序を信頼する考え方である。「個人主義・自由主義」対「集産主義・社会主義」(仲正 2011, p.33)を前提とすれば、ハイエクによる自由主義と個人主義は結びつく。

ハイエクによれば、個人主義の名の下に、個人の自由を抑圧するもの、設計主義的で管理主義的な要素が存在しており、それを明確にするため、二つの個人主義「真の個人主義」と「偽りの個人主義」を分類した。それが、1945年12月にハイエクがダブリンのユニヴァーシティ・カレッジで行った講義が基になった論文「真の個人主義と偽りの個人主義」(Hayek 1946)である。その内容は次の通りである。

真の個人主義は、道徳感情論で共感の概念を説いたアダム・スミス、自然状態における個人の自然権の不可侵性を説いたジョン・ロック、道徳の基礎としての慣習意義を指摘したデイヴィッド・ヒューム、『蜂の寓話』で個人の悪徳が公益を生み出すことをアイロニカルに指摘したバーナード・マンデヴィル、自由貿易論を打ち出したジョサイア・タッカー、保守主義の代表的な思想家であるエドモンド・バークらは、自然発生的な協力を通しての市場や制度形成を論じた。すなわち、不特定多数の私的利益の追求によって、

公共の利益が増進することを論じた。したがってハイエクは、真の自由主義は、ヒュームやスコットランド啓蒙における個人主義の伝統であり、イギリスの経験主義的系譜に属すると論じた。

他方、偽りの個人主義は、デカルト的合理主義として「フランス啓蒙主義の伝統」である、百科全書派とジャン＝ジャック・ルソー、重農主義者とニコラ・ド・コンドルセ、唯物論・合理主義の立場をとるトマス・ホブズ、そして最大多数の最大幸福を統治の基盤とするジュレミー・ベンサムやジョン・スチュアート・ミル(以下、J. S. ミルと略記する)らの功利主義について、伝統や慣習によって形成された制度や法を尊重するイギリス的伝統と真っ向から対立する流れとして、ハイエクは位置付けた。

こうしてハイエクは、個人主義においては、功利主義やフランス啓蒙主義の不純物が混在しており、ヒューム以来のスコットランド啓蒙に連なる伝統的な個人主義こそ、真の個人主義であると論じたのである。

(2) ロビンズによる、ハイエクの二つの自由主義に対する批判

ロビンズは、こうしたハイエクの自由主義について、バークとヒュームを対照させ、真の個人主義を論じ、カール・ポPPERが『開かれた社会とその敵』(1944年)において示した全体主義に対する反論と同様に「大変意義深い議論で、重要である」(Robbins 1961, p.96)と述べつつも<sup>14)</sup>、ハイエクの二つの個人主義の分類に疑義をつける。ロビンズは、次の2点からベンサムをはじめとする功利主義者を偽りの個人主義に分けるべきではないと論じたのである<sup>15)</sup>。すなわち、①偽りの個人主義として、19世紀のイギリスの功利主義者たちの考え方を大陸の誤った合理主義者たちと結びつけて考えることは誤りであること (*Ibid.*, p.98)、②ベンサムや彼の影響を

受けた人々はヒュームや他の 18 世紀の功利主義者たちと同じグループに属すること (*Ibid.*, p.100)。

ロビンズは、功利主義の「最大多数の最大幸福」という格言が社会秩序の基礎としての明確な位置付けを示唆しており、一つの基準によってある特定の解決が判断されるだけで、功利主義を合理主義的で計画主義的な装いをしているとみなすことは誤りであると述べた (*Ibid.*, p.102)。ハイエクは、J. S. ミルを社会主義者に譲歩した経済学者とみなした一方、ロビンズは J. S. ミルについて「J. S. ミルが、協同組合所有と組織に関する小規模な実験に関しては、自らを社会主義者とみなすことを厭わなかったとしても、『自由論』のよく知られた一節ほど、全体的な集団化の弊害を甚大に警告している文献はどこにもないことを、ほとんどいつも忘れられていることとはいえ、常に覚えておかなければならない」 (*Ibid.*, pp.105-106)<sup>16)</sup> と触れた。ロビンズは、ベンサムと J. S. ミルといった彼の追随者らはハーバート・スペンサー風によれば、教条主義的な個人主義者ではなく、「ある種の集団主義的統制が有用性のテストによって是認される場合があることを認識していた」 (*Ibid.*, p.106) だけであるとし、「彼らは、すべての社会的知識を完全に有するとは想定されないけれども、集団主義的組織のすべての実験に反対していたわけではない。(中略) この点で彼らは、良識と優れた経済分析を語っていたにすぎない」 (*Ibid.*, p.106) と述べた。

こうしてロビンズは、ハイエクによってベンサムや功利主義の学説が偽りの個人主義に分類された点を批判し、むしろ真の個人主義に入れるべきではないかとベンサムの功利主義を擁護したのである。

### (3) ロビンズのベンサム論

ロビンズによるベンサムと功利主義に関する

擁護は、ロビンズの古典的な名著『古典派経済政策の理論』(Robbins 1952)、および 1964 年のロンドン大学講演「20 世紀のベンサム」(Robbins 1965) において、特に経済政策の視点から力強く論じられた<sup>17)</sup>。

ロビンズは、『古典派経済政策の理論』の「政策の理論と効用の原理」を扱う章で、世界の動きをみるためには「善悪を区別し望ましい結果と望ましくない結果とを区別することのできる、なんらかの試金石をもっていないかぎり、政策理論になくってはならぬ構成要素を欠くことになる。海図やコンパス、推進や操舵の道具はすべてそなわっているが、指定された目的地をもたない船の船長のようなものである」(Robbins 1952, p.177: 邦訳 p.154) と述べ、その究極の基準として「効用の原理」を導入するのである。「全ての行動、すべての法律と制度は、この試金石によって判断されるべきであった。もしそれらの結果が他の行動、法律または制度から予想される以上に多くの幸福を増進するようなものであったならば、それらは善である。そうでなければ悪であった」(*Ibid.*, p.177: 邦訳 p.154)。

ロビンズは、その物差しは、数字上の快苦計算・量的計算といった計算結果に縛られるものではなく、法や制度によって対処していくことが重要であるとし、質的な判断やある種の直観や直覚といった一般的な評価を重視するのである。すなわちロビンズは、測定と計算とに何か否にもしかるべき装置があるかのように思わせるベンサムの幸福計算は、事実は「商品を陳列する店の窓(ショーウィンドウ)」(*Ibid.*, p.181: 邦訳 p.158) としての飾り物に過ぎず、「刑法のあれこれの条項が、時宜的であるかどうかについて、大づかみの判断を下すこと、現在の諸制度が適当かどうか、他の制度でこれに代えるのが望ましいかどうかについて一般的な評価を行うこと」(*Ibid.*, p.181: 邦訳 p.158) こそ、ベンサ

ムの功利の原理、すなわち功利主義であると述べた。

ロビンズは、学説史において古典派経済学者の仲間として扱われることがほとんどないベンサムを紹介し、ベンサムの功利主義的な急進主義が古典派全体に浸透し、経済政策としての実践的な政策基準として、イギリス古典派経済学の伝統的な自由主義は、彼の功利主義に依拠していることを述べた。さらに功利主義の最初の考案者は、ベンサムというよりもヒュームであり (*Ibid.*, p.178: 邦訳 p.155)、スミスも功利主義の流れに属することを言及し、スコットランド啓蒙を含むイギリスの伝統的な流れの一つに功利主義を位置付けたのである<sup>18)</sup>。

### 3 福祉国家をめぐるロビンズとハイエク

#### (1) ハイエクによる福祉国家と自由

ハイエクの『自由の条件』の第3部は「福祉国家における自由」がテーマとされ、社会主義の衰退と福祉国家の興隆について述べられた上で、(a) 労働組合と雇用、(b) 社会保障、(c) 課税と再分配、(d) 貨幣制度、(e) 住宅と都市計画、(f) 農業と天然資源、(g) 教育と研究、が論じられている。

ハイエクは、『自由の条件』や『法・立法・自由』において、ネオ・リベラリズムの布石を打ったのは事実であるが、よく言われるようにハイエクが福祉国家を全て否定したと言う解釈は誤っている (バリー 1984, p.152)。たとえば、最低所得の保証は、安全保障と同様にすべての人々が得ることのできる保証であることを認め、失業、疾病の社会保障を備えるための強制保険に反対したわけではない。ハイエクは、いったん政府がある制度設計を行えば、それが自由を奪う強制手段になる危険性を論じることで、福祉国家の根本的な哲学について問う様々な論題を提示した。ハイエクは、個人が老齢年金、健康、住宅等

を自分自身で備えていく機会を奪うような福祉国家について、反対したのである (バリー 1984, p.153; バトラー 1991, p.159)。

以下、ハイエクの『自由の条件』で論じられる福祉国家の自由を、次の(a)から(e)まで整理しよう<sup>19)</sup>。(a) 労働組合と雇用：労働組合は、結社の自由から逸脱して、一部の労働者に対して他の労働者が強制を加えるための手段となっている。この強制力が多くの労働者を低賃金や失業へと追いやり、貧しい労働者の生活状態を改善させないままにしている。労働組合を廃止することはできない。他者にストライキを強制したり、法的拘束から免責されたりといった特権など、取引を制限する労働協約をすべて法的に無効にしてしまうことが最善の解決策である。(b) 社会保障：国家による社会保障は、サービスの潜在的競争利益を無視しているため、運営費が上昇する。したがって社会保障は、政府の独占事業である必要はない。年金制度は、強制保険として、真の保険原理の達成というより所得の再分配を目的とする一種の集票装置である。健康保険は、人間が多様である以上、政府が強制的に決定する必要はない。失業も同様、それぞれの職業の固有のリスクが保険料に反映される純然たる失業保険があれば良い。(c) 課税と再分配：課税による所得の再分配を通じて社会正義を促進すると考えられるが、社会正義は自由社会においては意味がない。累進所得税は、貧しい人々よりも、最大の有権者である中所得層の人々の利益になるように、豊かな人々を搾取するために利用されてきた。唯一妥当な課税制度は、税収の水準を決定する多数者が最高税率を負担する制度である。(d) 貨幣制度：貨幣に対して、歴史を見れば、国家が独占的である必要はない (これは相互に競争する通貨の発行を企業に許すことで、インフレ傾向を食いとめることを論じた『貨幣発行自由化論』(Hayek 1976b) に連なる)、(e) 住宅と都市計画：

住宅については、家賃の制限といった住宅政策も政府が介入することでかえって悪影響を与えることから、市場に任せておくほうが良い。(f) 農業と天然資源：天然資源の保護について、中央集権当局によって集中的に利用することは必然的に不可能である。(g) 教育と研究：教育は、民主主義の諸制度を機能させるために文盲社会となることはよくないこと、基礎的な知識を他人と共有することで他人からの危険を受ける可能性が少なくなることから、政府の介入を必要とする。教育方法としては、ミルトン・フリードマンの提唱するクーポン制を支持する (Hayek 1960, pp. 267-394: Ⅲ 邦訳 pp.22-188, バトラー 1991, Ch.5)。

こうしてハイエクは、政府や行政の肥大化をいかにコントロールし、政府の強制から個人の自由を守るかという観点から、イギリスの労働党が、産業を国有化し福祉国家の基礎については慢性的な欠陥を抱えつつも福祉国家の基礎を形成したものの、それに対して大した成功を収めることができなかったことを論じた (Hayek 1960, pp.267-394: Ⅲ 邦訳 pp. 22-188, バトラー 1991, p.181)。

## (2) ロビンズによるハイエクへの応答とロビンズの福祉国家観

ロビンズによれば、ハイエクによる「福祉国家における自由」というタイトルは、「議論されているすべての主題をこの種の包括的な分類の下に持ち込むことの便宜性を疑う」(Robbins 1961, p.106) とし、「福祉国家」という言葉自体が初期の時代と対照的に、ある種の意義を有したと述べた (Ibid., p.106)。さらにロビンズは、ハイエクによる「あなたは福祉国家に賛成か反対か」という福祉国家に関する問いの立て方に対して、理性のある人間であれば、単純な回答を控えるはずである (Ibid., p.107) と付し、ハイエクは、福祉国家に関して非常に重要な熟考をしているに

もかかわらず、こうしたタイトルと詳細な議論によって、かえって広く解釈されミスリーディングな議論を惹起するという危険をおかしている、と指摘するのである (Ibid., p.107)。しかしロビンズは、総じてハイエクによる分類の議論は知的に論じるために必要不可欠な手段であると評価した (Ibid., pp. 106-107)。

ロビンズにとって、ハイエクの福祉国家における自由の態度は「夜警の機能以外は政府に何も任せないと言う意味でのレッセフェール」(Ibid., p.108) である。例えばロビンズは、ハイエクによる社会保障と国防費について以下のように取り上げる。

ロビンズは、ハイエクがいうように、高所得者層に対する累進性の程度が不公平かつ賢明でないことに同意するが、すべての責任を社会的な法制度に課するのは間違っていると (Ibid., p.109)、次のように述べる。「現在の国際情勢を鑑みれば、国防費の削減は望むべくもないが、その結果として生じる複雑な事態をすべて社会福祉事業に押し付けるのは、事態を大きく逸脱しているように思える。同様に、極端な累進課税もここでの実質的な再分配への貢献は小さい。社会保障制度と社会サービスは、たとえ首相が限界所得の5分の3以上の課税は行うべきではないと言っても、多かれ少なかれ、現状を維持できるだろう」(Ibid., pp.109-110)。

こうしたハイエクの福祉国家の現状に対する批判に対して、ロビンズは、確かにハイエクが指摘するように「『福祉国家』の建設によって、我々が大切にしたいと思う幾つかの自由がきりつめられたし、はびこらせたくない幾つかの悪い習慣が広がったのは確かである」(Ibid., p.110) としつつも、次のように福祉国家を擁護した。「しかしそれは、おそらく手際が悪く鈍い方法ではあったにせよ、極めて長期的な視野に立って諸々の価値を評価すれば、我々が積極的に相当な善を達成し



たものと信じないではいられない。正直なところ、現代のイギリスの社会状況を見ると、十分な食事があり、健康で、本質的に品行方正で人道的な市民とその子供たちがいるが、40年前に若かった私が知っていたことと対比してみると、非常に堅実で実質的な改善を感じるのである」(Ibid., p.110)。ロビンズは、そうした改善の大部分は、間違いなく、自由企業制度の産物である富の増大によるものであると指摘しつつ、「社会奉仕の分野で国家を通して行われてきたことが、その仕組みや恩恵の一部に悪意があったとしても、その原因の一部であることは否定できないだろう。(中略) 達成された改善は、未来から不用意に奪い取ったものではなく、バランスよく合理的に調和した共同体として前進しやすくするものである」(Ibid., p.110)と述べた。さらにロビンズは、ハイエクの『隷属への道』で論じられた、全体主義国家に連なる可能性を示唆した福祉国家批判についても言及し、それは以下のように不案内で不公平であるとも指摘した(Ibid., pp.110-111)。「歴史には確かに破局に至る傾向があったし、アングロサクソンの制度の発展という観点から、大陸における国家社会主義の成長につながる影響について彼の分析を判断した人々は、積極的な悪意がないとしても、間違いなく偏狭な見方をしてきた。私が心配しているのは、このようなことが起こるかもしれないという主張ではなく、むしろほぼ間違いなく起こるに違いないという仮定である。例えば、私の判断では、ハイエク教授は老齢年金に関するいくつかの取り決めに批判的であり、負担が大幅に増加した場合に生じるかもしれない困難を懸念している。しかしそれが社会的崩壊や強制収容所につながる可能性があるかのように主張するのはなぜか。この点に関して、制度が進化した結果、このような事態が生じる可能性は低いように思われる」(Ibid., p.111)。

先述したようにハイエクは労働組合に対し

てかなり手厳しい主張を展開していたが、ロビンズは労働市場に関して、賃金切り下げや市場の清算を主張し、最低賃金についても批判的な議論を展開するが、ハイエクほど労働組合の役割を否定しているわけではない。そもそもロビンズは、1923年にLSEを卒業した後ウィリアム・ベヴァリッジの資料編集の助手をつとめたことで労働に関する見識を深め、労働に関するいくつかの論文や『賃金』(Robbins 1925/26)を発表し、LSE教授就任後にハイエクの『価格と生産』の影響を受けて執筆したとされる『大不況』(Robbins 1934)<sup>20)</sup>においても、労働市場や労働組合について言及している<sup>21)</sup>。賃金率が低下しない理由は、労働組合の存在や運動ではなく、金融政策や世界市場の変化であると述べる(Robbins 1934, p.83)。さらにいえばロビンズは、レッセフェール哲学について「無政府主義、自由放任主義、国家の経済機能の否定という非難は真つ赤な嘘である。安定と進歩という目的が望ましいとみなせば、国家は分析によってこれらの目的の達成に間違いなく不都合であることが最も明確に示される、ある種の介入を控えなければならないということだけが述べられている」(Ibid., p.192)と述べ、政府の市場に対する積極的な役割を明確に論じている。

こうしてロビンズは、戦後の労働党・保守党政権によるイギリスの政治について次のように受け入れている。「一般的に言えば、私は、特定の事例がどうであれ、すべての混合経済の安定性に関する絶対的な懐疑論は、論理的にも歴史的にもほとんど根拠がないと思われると言わざるを得ない」(Robbins 1961, p.111)。ロビンズは、もちろん平時においては自由市場が重要であることは認めたが、困難な時期において、戦時内閣・政策の形成、さらに労働党・保守党内閣、イギリスの今日の繁栄は政府の市場への介入が重要であることを容認したのである(Robbins 1947)。こ

のことは、市場の効率性を保持しつつも、福祉国家を堅持すると言う、いわば市場と政府の絶妙なるバランスをとることを掲げていることと同じであり、後年のブレア政権で採られたアンソニー・ギデンズの「第三の道」(ギデンズ 1999)へと繋がる見方である。福祉国家は、人間の経済的側面(所得や給与等)ばかりでなく、人間の生における豊かさがどれだけ拡充されているかをも意味する<sup>22)</sup>。戦後、ロビンズは高等教育問題に携わり、ロビンズ報告書をまとめ、そこでは、教育における自由と個性の拡充を声高に主張した<sup>23)</sup>。さらにロビンズは、ケインズと同じように、芸術に関心を持ち芸術行政に関与し、例えば「芸術と国家」(Robbins 1958)においては、文化・芸術に対する政府の支援によって、個性や多様性の創出を促すことができる、と述べた<sup>24)</sup>。芸術行政において、ロビンズは王立歌劇場の年次報告書の中でポーモルとボウエンによる「芸術と経済のジレンマ」(ボウモル&ボウエン 1994)を想起させる議論を展開した<sup>25)</sup>。このようにロビンズは、教育や芸術において政府による積極的な役割を重視したのである。

ロビンズは、極端な不平等を緩和するために累進課税制度は必要であることを主張したが<sup>26)</sup>、所得税に関する過度の累進度や平準化の手段は「もはや自由という政策(the policy of liberty)の一部ではない」(Robbins 1954a, p.47)と述べ、次のように反対した。「今後も所得面ではかなりの怒号が飛び交うだろうが、全般的な平準化という点ではこれ以上進むことはないだろうということである。(中略)私の見解は、ある程度の平準化は望ましいものの、現在の累進性の度合いがあまりに大きすぎるというものである。生産性の望ましい向上率を確保するためには、現在のインセンティブでは不十分である。(中略)明らかに私たちが以前のような安易な状況に戻れないが、ある程度、現在の傾向を逆

転させることは必要であると思われる」(Robbins 1957, p.85)。

こうしてロビンズは、ハイエクが批判する累進課税制度について、個人の多様性や自律性を最大限に守る自由を擁護しつつも、適度な累進課税制度を次のように認める。「私の結論は、直接税の適度な累進度は、歳入を増やし、不平等を減少させるために同時に利用されることは十分にあり得る。しかし、それを極端に推し進めれば、有害な結果をもたらす可能性があるということである。私見によれば、このような方法で不平等を是正し、同時に生産増加に実質的な歯止めをかけることは、ほとんどの地域社会の現状では、非常に貧弱な交換であろう。これは、価値判断であることは言うまでもない」(Robbins 1976, p.116)。このように、自由主義と福祉国家の良質な拡充のため、統治と立法の科学である功利の原理によって、政府、市場、福祉の適切なバランス<sup>27)</sup>を考えながら、経済政策を判断する「総合的な経済分析体系(a comprehensive body of economic analysis)」(Robbins 1952, p.176: 邦訳 p.154)が、ロビンズ独特の概念としての「政治経済学」である。

#### 4 おわりに

ロビンズとハイエクは、第二次世界大戦においてヒトラーの全体主義や共産主義、集産主義に対して手を携えて戦った闘志であり、戦後の東西冷戦下においてともに西側諸国の自由の価値を守るための多数の自由論を発表した。ロビンズの自由主義は、『経済学の本質と意義』で論じられた、究極的な価値判断として認められる個人の目的と手段を示す経済学の設定が示すように、ハイエクの個人の概念の定義に極めて近い存在であった。その定義は、ロビンズが「オーストリア学派やフィリップ・ウィックステッドの説明から

自然と導き出された」(Robbins 1971, p.146: 邦訳 p.160)と述べるように、多かれ少なかれ、オーストリア学派の経済学を展開していたと言っても過言ではない。しかしロビンズは、大局的でマクロ的な視点に立っても個人の自由を貫くハイエクの思想に対して、自由主義と市場の効率性を維持しつつ、その状況によっては試金的な判断としてベンサム流の功利主義の判断に依拠して政府が法や制度を改変・介入することを認めた。功利主義の発想は、ベンサムやJ. S. ミルばかりでなく、ヒュームやアダム・スミスらに連なるイギリスの伝統的な考え方で、なんらレッセ・フェールに反する考え方ではないと論じた。

こうしたロビンズによる功利主義の擁護論は、功利主義に関する示唆に富む議論になってはいるものの、功利主義の本質を議論しているわけではなく<sup>28)</sup>、ある一定の限界がある。むしろ重要な点は、ロビンズが論じるようにベンサムやJ. S. ミルの流れをイギリス経済学の主流とみなせば、ハイエクの分類した二つの個人主義において、ベンサムやその追随者を偽りの個人主義に分類したことが、ハイエクがイギリスのヒューム以来の伝統的な考えを拒否していることに他ならず、実はハイエクがイギリス社会を見誤っていることを示唆している点である。つまりハイエクは、イギリスの市民権を獲得したとは言え、カール・メンガー以来の自由な伝統を継承しているオーストリアンであった一方<sup>29)</sup>、ロビンズは、オーストリア学派に影響を受けているにもかかわらずやはりイギリスの伝統的な知識人であることが確認できる点が重要である<sup>30)</sup>。この両者の相違こそ、ロビンズとハイエクにおける自由主義と福祉国家を分け隔てる点ではないだろうか。

近年、ベンサム研究が進み、最大多数の最大幸福や快苦計算だけでベンサム像を捉えることに反対する議論が登場してきた<sup>31)</sup>。「最大多数の最大幸福」や「快楽計算」といった

イメージだけで捉えられるベンサム像が改められている(ポストマ 2023)。ロビンズが論じたベンサム像は、快楽苦痛の数量化による手法とベンサム主義自体を結びつけることが、紋切り型の解釈として誤った理解になっていること、すなわち、実践において暫定的に功利計算を行うことを認めるものの、それは試金石としてだけであって、法や幅広い知識によってベンサムを捉え直すことであるとみれば、その方向性は同じである<sup>32)</sup>。

ロビンズの弟子でかつての同僚であったウィリアム・ボーモルによって招聘されたアメリカ経済学会で行った講演「経済学と政治経済学」(Robbins 1981)において、ロビンズは、経済学の過度の専門化によって「片目しか見えないモンスターたち」(Robbins 1981, p.427)が生まれつつあるが、経済学と並んで、政治学や歴史学の目をもつ政治経済学こそ重要であると示唆した(*Ibid.*, p.427)。ロビンズは、ハイエクと異なり、こうした見解を共有した最大の経済学者こそJ. S. ミルとみなして、彼を次のように高く評価している。「体制に幻滅した世代にとって、彼は再び、非常に称賛に値する人物として現れたのである。真理と正義と自由という究極の価値観を持ち、強い理念とその適用可能性に対する強い信念を持ち、若さゆえの高ぶりや傲慢さを超越し、議論においては公正で、経験から学ぶことを厭わず、実際の判断においては経験的で、行動においては実験的である」(Robbins 1970, p.163)。これを現代社会で言い換えるならば、経済社会の現状を判断し、政策を立案する際に、統計的手法やデータサイエンスから得られる実証分析ばかりでなく、政治学や歴史学の重要なトピックである正義、自由、平等、博愛といった、人類がこれまで共有してきた叡智に目を向けることも重要であると述べていることに等しい。ロビンズにとって、その探求こそ社会科学の古典研究であり、西洋文明の自由主義の

思想の探究およびその自由の実践であった。この意味で、20世紀を代表するイギリスの自由主義者・経済思想家としてのロビンズが

高く評価されていることはいうまでもないだろう。

(注)

- \* (1) 本研究は、科学研究費補助金「ジェイムズ・エドワード・ミード：経済理論、経済政策、理論的急進主義」（基盤研究C：22K01413）、日本大学商学部個人研究費（2022年度）（2023年度）の助成を受けている。(2) 本研究は、適宜、LSE図書館所蔵の「ロビンズ文書」「ミード文書」を参照している。(3) 本稿で引用される Hayek (1960) の邦訳書『自由の条件Ⅰ』『自由の条件Ⅱ』『自由の条件Ⅲ』のページ数表記については、それぞれ「Ⅰ邦訳」「Ⅱ邦訳」「Ⅲ邦訳」と記す。(4) 本稿の改訂のために、二名の匿名のレフェリーから詳細なコメントを頂戴した。記して感謝したい。なお、本稿の誤りは全て執筆者に帰する。
- 1) 両者が疎遠になった理由は、ハイエク一家と家族ぐるみの付き合いであったロビンズがハイエクの離婚・再婚に対して厳しい態度をとったことにある (Ebenstein 2001, ch.21)。しかしハイエクの最初の妻ヘラが亡くなり、ハイエクの息子ラリーの結婚式で和解した後、両者の関係は復活した。ロビンズは「これまで我々が何度もそうしてきたように、この [LSE での] スタッフ・セミナーで和気あいあいと議論するならば、私が話すべきことを書いた」(Robbins 1961, p.92, [ ]は引用者による) と付した。
  - 2) ホーソンによれば、この書評は「ロビンズがオックスフォード・パディントン間の電車の中に『自由の条件』(1960) の書評原稿を置き忘れたので、ほとんど書かれなかった」(Howson 1996, p.12)。
  - 3) ハイエクについては、数多くの定評ある研究があるばかりでなく (Ebenstein 2001, Fleetwood 1995, バリー 1984, バトラー 1991, グレイ 1985, 江頭 1999 等)、ハイエクの自由主義を発展的に論じた諸研究 (楠 2010, 吉野 2014, 太子堂 2022 等) やハイエクによるイギリス左派への影響を論じた研究 (Griffiths 2014) も見られる。
  - 4) ロビンズによる経済学の定義「経済学は、諸目的と代替的用途をもつ希少な諸手段との間の関係としての人間行動を研究する科学である」(Robbins 1935, p.16, 邦訳 p.25) は、マックス・ウェーバーによる「没価値性」であるとみなされる一方、個人の選択の自由を暗黙裡に擁護するものである (木村 2004, 2009)。
  - 5) ロビンズは青年時代にギルド社会主義に共鳴した一方、ハイエクは青年時代に穏やかなフェビアン社会主義に共感した。両者の社会主義の考え方に幻滅する影響を与えた議論の一つが、ルードヴィヒ・フォン・ミーゼスの『社会主義』である。
  - 6) 田中 (1986) (1997) は、ロビンズとハイエクの自由主義に関する異同に言及している。
  - 7) ハイエクは「自由は、人と人との関係にのみかわるのであり、自由にたいする侵害は人々による強制だけである」(Hayek 1960, p.12: Ⅰ邦訳 p.23) と述べる。
  - 8) バーリンは、自由を「～からの自由」としての消極的自由、「～への自由」としての積極的自由に分類している (Berlin 1958)。
  - 9) それは、「ある一定の所得水準から生じると言われる」(Robbins 1961, p.61)、人々の生活を保障する自由のことである。
  - 10) ロビンズは、ハイエクが積極的自由の一つである内面的自由 (自己実現の自由や社会改革への献身など) を含めないことに一定の理解を示している (Robbins 1961, p.93)。
  - 11) この点についてノーマン・バリーは、次のように積極的に評価する。「確かにロビンズ卿は、ある社会が政治的権利をその国民の権利のなかに含めないならば、その社会を自由社会として記



- 述することは困難であろう、ということを示唆した点では正しい。これはそれ自体、政治的に処理される問題の範囲に一般的ルールが限界を設定するのを妨げないであろう。」(ハリー 1984, p.78)。
- 12) ルールという言葉自体は漠然とした概念である(楠 2010)。なぜなら、国家の強制力や自主規制、人為的でない伝統や慣習を指し、さらに倫理感も行動の規範的指針として含まれるからである(*Ibid.*, p.17)。邦訳では規則と訳される場合もあるが、本稿では、ルールと訳する。
- 13) 集産主義は、個人の市場を中心とする自由な活動を制限し、生産体制をはじめとして社会全体を組織的に管理・統制する仕組みを構築することである。ハイエクによれば、ファシズムや共産主義だけでなくケインズ主義や福祉国家までも、その対象となる(Hayek 1944)。
- 14) ロビンズは、ヒュームとパークを一括りにすることに違和感を覚えている(Robbins 1961, p.98)。
- 15) ロビンズのように功利主義についてヒュームとベンサムを結び付けて考える議論は、ケインズが次のように述べることと同じである。「ウィリアム・ベリーとジュレミー・ベンサムが、ヒュームとその先駆者から功利主義的快樂主義を受け継ぎ拡大して、社会的効用という観点を打ち立てた」(ケインズ 2010, p.172)。永井(2003) pp.70-75の「有益性の原理」も参照。
- 16) ハイエクは、J. S. ミルの偉大な功績を評価しつつも、彼の功利主義的な自由主義の限界を論じている理由の一つは、イマヌエル・カントの普遍妥当性の基準があるからである(グレイ 1989, p.114)。
- 17) 1964年のロビンズのロンドン大学講演(Robbins 1965)については清水(2000)を参照のこと。
- 18) 経済学と功利主義の関係については、Plamenatz(1958)、グレイ(1989)、松嶋(2005)を参照のこと。
- 19) バトラー(1991)第五章に拠る。蔵(2022)も参照のこと。
- 20) 『大不況』は、ロビンズが後悔の書として自伝で認めたために読まれなくなった(Robbins 1971)。しかし彼が自伝で『大不況』を否定した点は、反公共投資政策を主張したオーストリア学派によるデフレーションの分析であり、市場メカニズム、自由市場の役割や公共の哲学などの全体の議論を否定したわけではない(Weidenbaum 2009)。
- 21) ロビンズは、LSEにおいて一般均衡理論を展開したが、労働市場の分析では、努力価格という概念を使い、マーシャルの部分均衡分析に基づいていた(O'Brien 1988, Robbins 1997)。
- 22) 福祉国家は新しい局面にあり(ピアソン 1996)、アンデルセンは、福祉国家と市場、家族や共同体の関係を、福祉国家レジームの観点から論じている(アンデルセン 2001)。
- 23) 高等教育改革では、「すべての才能のある学生は自由な高等教育を有効に受けることが認められるべきである」(ロビンズ・プリンシプル)という教育の機会均等が提唱され、高等教育受入と専門的能力の拡大、教養ある女性の養成、そして芸術科学省の創設等が謳われた。ロビンズ報告は、イギリス国内のみならず世界各国にインパクトを与えた(木村 2009)。
- 24) ハイエクは、『ジョン・スチュアート・ミルとハリエット・テイラー—友情と結婚』(1950年)を出版するものの、最終的にJ. S. ミルへの敬意を失った。しかしハイエクは、長年の末に結ばれたテイラー夫人とJ. S. ミルと同じ道を同じ日程でたどる調査旅行を、再婚相手ヘレーネと行い、そこから『自由の条件』が生まれたことをみれば、J. S. ミルへの思いは大きいものであった(Ebenstein 2001)。
- 25) 文化事業への助成をすればするほど、文化事業の賃金給与水準は上昇する。しかし文化事業は、製造業のように生産性の増大が見込めないため、赤字が増え続ける。それゆえロビンズは、文化事業への支援の重要性を説いている(Robbins 1971, 木村 2009)。
- 26) ロビンズは、ジェームズ・ミードによる「財産所有のデモクラシー」(Meade 1964)やニコラス・

- カルドアの「支出税」(Kaldor 1955)について賛同しつつも、それらを計画・実施するのは困難であると述べた (Robbins 1957, p.73, p.86)。
- 27) ロビンズは、完全雇用政策も次のようにバランスを求めた。「特に雇用の高水準の維持に目を向けて政策を組み立てることは、叡智である。完全雇用だけを念頭に置いて政策を立てることは、失望を招く可能性が高く、おそらく失望よりも悪い結果を招くことさえある」(Robbins 1949)。
- 28) ロビンズは、単純な総和主義を否定して幸福主義である善については認めても、帰結主義に関する「規則功利主義」や「行為功利主義」について明瞭に議論を展開しているわけではない。ロビンズは、社会全体の有益性を論じている点で「規則功利主義」に近いと思われるが、功利主義に関する深い論考を展開しているわけではない。
- 29) ハイエクは、『自由の条件』の序文で「いまもイギリスの一市民である」(ハイエク 1961a, p.viii; 邦訳 p.6) と述べたようにイギリスへの思い入れが強い。
- 30) ハロッドは「ベンサムを排除して、個人主義の定義をすることなど、我々にはできない」(ハロッド 2022, p.212) と述べ、さらにミードも「政策立案者は(中略) A と B の厚生を比較することができる」と論じた (Meade 1976, p.21)。しかしヴァイナーは、功利主義が設計主義に連なる思想であり、ベンジャミン・フランクリンの思想がベンサムに影響を与えたというユニークな議論を展開し (Viner 1954), 『自由の条件』の書評でも功利主義に関する言及は全くない (Viner 1962)。この意味でも、ベンサムの学説はイギリス人のものである。
- 31) ベンサム研究は、スコフィールド (2013), ポステマ (2023), 戎能 (2007) 等にみられるように大きく進展している。
- 32) ロールズによる「格差原理」(ロールズ 2010) やセンによる「機能」や「潜在能力」の提示は、ベンサムや J. S. ミルの功利主義に修正を求めた道徳理論である。ただしセンは、『不平等の経済学』初版 (1973 年) おいて、ロビンズによる効用の個人間比較に対する批判を「人々の明白な窮状によって誘発されたものとは到底考えられない」(セン 2000, p.17) と糾弾したが、その拡大版 (1997 年) では、高等教育改革における「ロビンズ・プリンシプル」に賛同している (セン 2000, p.127)。この点は、木村 (2009) を参照のこと。

## (参考文献)

- Baumol, W. J. (1981) "Lionel Robbins, 1898-1984" in Greenaway and Presley (1989).
- Berlin, I. (1958) "Two Concepts of Liberty" in *Four Essays on Liberty*. Oxford: Oxford University Press (小川晃一, 小池銈, 福田歆一, 生松敬三訳『自由論』みすず書房, 1971 年)。
- Ebenstein, L. (2001) *Friedrich Hayek: A Biography*. New York: St. Martin's Press. (田総恵子訳『フリードリヒ・ハイエク』春秋社, 2012 年)。
- Fleetwood, S. (1995) *Hayek's Political Economy: The Socio-economics of Order*, New York: Routledge. (佐々木憲介, 原伸子, 西部忠訳『ハイエクのポリティカル・エコノミー—秩序の社会経済学』法政大学出版局, 2006 年)。
- Greenaway, D. and Presley, J. R. (1989) *Pioneers of Modern Economics in Britain, Vol. 2*. New York: St. Martin's Press.
- Griffiths, S. (2014) *Engaging Enemies: Hayek and the Left*. London & New York: Rowman & Littlefield Publishers.
- Hayek, F. A. (1944) *The Road to Serfdom*. Chicago: University of Chicago Press. (西山千明訳『隷属への道』春秋社, 1992 年)。
- (1946 [1964]) "Individualism: True and False" in *Individualism and Economic Order*. London and Henry:

ライオネル・ロビンズの自由主義と福祉国家

- Routledge & Kegan Paul LTD. 「真の個人主義と偽の個人主義」 F. A. ハイエク (1986) 所収。
- (1960) *The Constitution of Liberty*. Chicago: University of Chicago Press. (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件Ⅰ 自由の価値 (新装版)』『自由の条件Ⅱ 自由と法 (新装版)』『自由の条件Ⅲ 福祉国家における自由 (新装版)』春秋社, 1997年)。
- (1973) *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy, Vol.I: Rules and Order*. London and Henry: Routledge and Kegan Paul. (矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由Ⅰ ルールと秩序 (新装版)』春秋社, 1998年)。
- (1976a) *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy, Vol.II: Mirage of Social Justice*. London and Henry: Routledge and Kegan Paul. (篠塚慎吾訳『法と立法と自由Ⅱ 社会正義の幻想 (新装版)』春秋社, 1998年)。
- (1976b) *Denationalisation of Money: An Analysis of the Theory and Practice of Concurrent Currencies*. London: The Institute of Economic Affairs. (川口慎二訳『貨幣発行自由化論』東洋経済新報社, 1988年)。
- (1979) *Law, Legislation and Liberty: A New Statement of the Liberal Principles of Justice and Political Economy, Vol.III: The Political Order of A Free People*. London and Henry: Routledge and Kegan Paul. (渡部茂訳『法と立法と自由Ⅲ 自由人の政治的秩序 (新装版)』春秋社, 1998年)。
- (1988) *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism, The Collected Works of F. A. Hayek, Vol.I* edited by W. W. Bartley III. Chicago: University of Chicago Press. (渡辺幹雄訳『致命的な思い上がり』春秋社, 2009年)。
- (1994) *Hayek on Hayek: An Autobiographical Dialogue*, Edited by Stephen Kresge and Leif Wenar. Chicago: The University of Chicago University. (嶋津格訳『ハイエク, ハイエクを語る』名古屋大学出版会, 2000年)
- Lavoie, D. (1985) *Rivalry and Central Planning: The Socialist Calculation Debate Reconsidered*. Cambridge: Cambridge University Press. (吉田靖彦訳『社会主義経済計算論争再考—対抗と集権の計画編成—』青山社, 1999年)。
- De Lazari-Radek, Katarzyna and Singer, Peter. (2017) *Utilitarianism: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford University Press. (森村進・森村たまき訳『功利主義とは何か』岩波書店, 2018年)。
- Meade, James (1948) *Planning and Price Mechanism: The Liberal-Socialist Solution*. London: George Allen&Unwin Ltd.
- (1964) *Efficiency, Equality and The Ownership of Property*. London: George Allen&Unwin Ltd.
- (1976) *The Just Economy*. London: Allen &Unwin.
- Kaldor, Nicholas (1955) *An Expenditure Tax*. London: Macmillan. (時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社, 1963年)
- O'Brien, D. P. (1988) *Lionel Robbins*. London: Macmillan.
- Plamenatz, J. (1958) *The English Utilitarians*. Oxford: Blackwell. (堀田彰・泉谷周三朗・石川裕之・末松健生訳『イギリスの功利主義者たち—イギリス社会・政治・道徳思想史』福村出版, 1974年)。
- Quinn, Michael(2014)“Bentham on Mensuration: Calculation and Moral Reasoning”, *Utilitas* 26(1):61-104
- Robbins, L. C. (1925/6) *Wages. An Introductory Analysis of the Wage System under Modern Capitalism*. London: Jarrolds. [This work is undated: but O'Brien (1988) gives [1925/26].]
- (1932) *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science. 1st ed.* London: Macmillan.
- (1934) *The Great Depression*. London: Macmillan.
- (1935) *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science, 2nd ed.* London: Macmillan. (中山伊

ライオネル・ロビンズの自由主義と福祉国家

- 知郎監修, 辻六兵衛訳『経済学の本質と意義』東洋経済新報社, 1957年)。
- (1937) *Economic Planning and International Order*. London: Macmillan.
- (1938) “Interpersonal Comparison of Utility: A Comment” in Robbins (1997).
- (1939) *The Economic Basis of Class Conflict and Other Essays in Political Economy*. London: Macmillan.
- (1947) *The Economic Problem in Peace and War*. London: Macmillan.
- (1949) “Full Employment as an Objective” in Robbins(1954b).
- (1952) *The Theory of Economic Policy In English Classical Political Economy*. London: Macmillan. (市川泰治郎訳『古典派経済学の経済政策理論』東洋経済新報社, 1964年)。
- (1954a) “Freedom and Order” in Robbins (1963).
- (1954b) *The Economist in The Twentieth Century and Other Lectures in Political Economy*. London: Macmillan.
- (1957) “Equality as A Social Objective” in Robbins (1963).
- (1958) “Art and The State” in Robbins (1963).
- (1960) “Liberalism and the International Order” in Robbins (1963).
- (1961) “Hayek on Liberty” in Robbins (1963).
- (1963) *Politics and Economics: Papers in Political Economy*. London: Macmillan.
- (1965) “Bentham in the Twentieth Century” in Robbins (1970).
- (1968) *The Theory of Economic Development in the History of Economic Thought*. London: Macmillan. (井出口一夫・伊東正則監訳『経済発展の学説』東洋経済新報社, 1971年)。
- (1970) *The Evolution of Modern Economic Theory and Other Papers on the History of Economic Thought*. London: Macmillan.
- (1971) *Autobiography of an Economist*. London: Macmillan. (田中秀夫監訳『一経済学者の自伝』ミネルヴァ書房, 2009年)。
- (1976) *Political Economy: Past and Present A Review of Leading Theories of Economic Policy*. London: Macmillan.
- (1981) “Economics and Political Economy” in Robbins (1997).
- (1997) *Economic Science and Political Economy Selected Articles*, ed.by Susan Howson, Washington Square, New York: New York University Press.
- (2009) *The Great Depression*. New Brunswick and London: Transaction Publishers.
- Viner, J. (1927) “Adam Smith” in Viner (1991)
- (1954) “Bentham and J. S. Mill: The Utilitarian Background” in Viner (1991).
- (1961) “Hayek on Freedom and Coercion” in Viner (1991).
- (1991) *Essays on the Intellectual History of Economics*, edited by D. A. Irwin. Princeton: Princeton University Press.
- Weidenbaum, M. (2009) “Introduction to the Transaction Edition” in Robbins (2009).
- G. エスピン・アンデルセン (2001) 『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』(岡沢憲英・宮本太郎監訳) ミネルヴァ書房。
- 江頭進 (1999) 『F. A. ハイエクの研究』日本経済評論社。
- 戒能通弘 (2007) 『世界の立法者, ベンサム—功利主義法思想の再生—』
- 木村雄一 (2004) 「ライオネル・ロビンズと効用の個人間比較」『経済論叢』173(2): 200-222



## ライオネル・ロビンズの自由主義と福祉国家

- (2009) 『LSE 物語—現代イギリス経済学者たちの熱き戦い』 NTT 出版。
- アンソニー・ギデンズ (1999) 『第三の道—効率と公正の新たな同盟』 (佐和隆光訳) 日本経済新聞社。
- 楠茂樹 (2010) 『ハイエク主義の「企業の社会的責任」論』 勁草書房。
- 蔵研也 (2022) 『ハイエクといっしょに現代社会について考えよう』 春秋社。
- ジョン・グレイ (1989 [1985]) 『増補 ハイエクの自由論』 (照屋佳男・古賀勝次郎訳) 行人社。
- J. M. ケインズ (2010) 『ケインズ説得論集』 (山岡洋一訳) 日本経済新聞社。
- 小泉仰 (1997) 『J・S・ミル』 研究社。
- 齋藤純一・田中将人 (2021) 『ジョン・ロールズ—社会正義の探究者』 中央公論新社。
- 清水幾太郎 (2000) 『倫理学ノート』 講談社学術文庫。
- フィリップ・スコフィールド (2013) 『ベンサム—功利主義入門』 (川名雄一郎・小畑俊太郎訳) 慶應義塾大学出版会。
- 関嘉彦 (1979) 『中公バックス世界の名著 49 ベンサム・ミル』 中央公論社。
- 関口正司 (2023) 『J・S・ミル—自由を探求した思想家』 中央公論新社。
- アマルティア・セン (1988) 『福祉の経済学—財と潜在能力』 (鈴木興太郎訳) 岩波書店。
- (2000) 『不平等の経済学—ジェームズ・フォスター、アマルティア・センによる補論「四半世紀後の『不平等の経済学』」を含む拡大版』 (鈴木興太郎・須賀晃一訳) 東洋経済新報社。
- 太子堂正称 (2022) 「ハイエクにおける「科学主義」批判と「新自由主義」批判」『経済学研究 (愛知学院大学)』 9(2)。
- F. A. ハイエク (1986) 『市場・知識・自由—自由主義の経済思想—』 (田中真晴・田中秀夫編訳) ミネルヴァ書房。
- エイモン・バトラー (1991) 『ハイエク—自由のラディカリズムと現代』 (鹿島信吾・清水元訳) 筑摩書房。
- ノーマン・P・バリヤー (1984) 『ハイエクの社会・経済哲学』 (矢島釣次訳) 春秋社。
- クリストファー・ピアソン (1996) 『曲がり角にきた福祉国家—福祉の新政治経済学』 (田中浩・神谷直樹訳) 未来社。
- ウィリアム・J・ボウモル, ウィリアム・G・ボウエン (1994) 『舞台芸術—芸術と経済のジレンマ』 (池上惇, 渡辺守章監訳) 丸善。
- ジェラルド・J・ポステマ (2023) 『ベンサム—「公開性」の法哲学』 (戒能通弘訳) 慶應義塾大学出版会。
- ロイ・ハロッド (2022) 「第10章 F. A. von ハイエク教授の個人主義 (1952)」『功利と成長の動態経済学—ハロッド重要論選—』 (中村隆之訳) ミネルヴァ書房。
- 田中真晴 (1986) 「解説」F. A. ハイエク (1986) 所収。
- (1997) 「序章 自由主義の経済思想序説」田中真晴編著『自由主義経済思想の比較研究』名古屋大学出版会所収。
- 深貝保則・戒能通弘編 (2015) 『ジュレミー・ベンサムの挑戦』 ナカニシヤ出版。
- ミルトン・フリードマン (2008) 『資本主義と自由』 (村井章子訳) 日経 BP。
- 永井義雄 (2003) 『ベンサム』 研究社。
- 仲正昌樹 (2011) 『いまこそハイエクに学べ—「戦略」としての思想史』 春秋社。
- 根井雅弘 (1991) 『「ケインズ革命」の群像』 中公新書。
- (1995) 『新版現代イギリス経済学の群像』 岩波書店。
- 服部正治・西沢保編著 (1999) 『イギリス 100 年の政治経済学—衰退への挑戦—』 ミネルヴァ書房。
- 松嶋敦茂 (2005) 『功利主義は生き残るか—経済倫理学の構築に向けて』 勁草書房。

## ライオネル・ロビンズの自由主義と福祉国家

山田英世 (1967) 『ベンサム 人と思想 16』 清水書院。

吉野裕介 (2014) 『ハイエクの経済思想—自由な社会の未来像』 勁草書房。

ジョン・ロールズ (2010) 『正義論 改訂版』 (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳) 紀伊国屋書店。

### (Abstract)

This study aims to clarify the differences between Lionel Charles Robbins' and Friedrich August von Hayek's approaches to liberalism and, by extension, Robbins' prospective contemplations on liberalism and the welfare state. For this purpose, we mainly examine Robbins's reviews of Friedrich Hayek's *The Constitution of Freedom*. Robbins and Hayek are known as two leading liberal economists of the 20th century and Robbins' economics is classified in the Austrian School, to which Hayek also belongs; however, their stances on liberalism and the welfare state differ in many respects. This study discusses Robbins' view of Hayek's two individualisms by examining Robbins' critique of Hayek's concept of liberalism and how Robbins' and Hayek's concepts of liberalism differ. Furthermore, by examining Robbins' critique of Hayek's idea of the welfare state, we discuss how Robbins' and Hayek's views on the welfare state differ and what Robbins' views on the welfare state are. Ultimately, we summarize the discussion and examine Robbins' thoughts on liberalism and the welfare state.